

秋川ファーマーズセンター指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が、秋川ファーマーズセンター（以下「センター」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法及び基準等を示すものである。

1 審査対象団体

秋川農業協同組合（以下「秋川農協」という。）は、平成5年のオープン当初からセンターの管理運営を行っており、平成18年度からは指定管理者としてセンターに出荷される農産物の安定的な供給のために、作付け・栽培指導や品質管理及び市民農園の運営管理を行っている。

秋川農協は、今までの管理運営の経験を生かし、安定した農産物の提供を目指すとともに、消費者の要望する安全・安心で新鮮な農産物であることをPRするため、平成20年度にJA東京中央会の「生産履歴管理・農薬適正使用システム」を導入し、農業者の栽培履歴の登録や作物ごとに使用できる農薬と散布回数などの適正化を図り、集客力の向上に努力している。

また、平成17年度に農畜産物の売上げ情報が携帯電話やパソコンから確認でき、農畜産物等を適切に補充できる直売所システムを導入し、販売額の向上に努めてきたが、更なるシステムの充実を図るため、平成24年度に全国JA直売所の統一規格のシステムを導入した。

更に夏・秋を中心としたイベントの開催、付加価値の高い農産物加工品の販売、旬の野菜を取り入れたレシピの紹介などを行うとともに、平成24年度から学校給食への食材提供を実施するなど、市民との交流活動や食育にも取り組み、あきる野農業の目指す「地産地消型」農業の推進に寄与している。

秋川農協は指定管理者として、協定書、事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行っており、施設の利用状況及び利用料金収入は、異常気象による影響が大きい中においても集客力の向上や売上げ増加を図る取組などにより安定しており、収支状況等は良好な状態であるため、モニタリングの評価も適正となっている。また、秋川農協は、平成24年度事業報告・収支決算の状況から、安定的な経営状況が認められる。

以上の理由からセンター開設以来20年間にわたり農業者、消費者及び市民と連携して、あきる野農業の発展に寄与し、長年の施設運営に関するノウハウを活用してスムーズな運営と農業者の経営の向上を推進させてきた秋川農協が本施設の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供とあきる野農業の更なる発展を担うことが期待できるため、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定により、センターにおける候補者の審査の対象団体を秋川農協とする。

(参考)

施設利用者（レジ客）及び売上額一覧表

年 度	施設利用者（レジ客）（人）	売 上 額（千円）
平成20年度	354,407	556,384
平成21年度	361,298	563,189
平成22年度	341,746	521,334
平成23年度	340,489	512,349
平成24年度	328,722	493,563

2 施設の概要

- (1) 名 称： 秋川ファーマーズセンター
- (2) 所在地： あきる野市二宮811番地
- (3) 規 模： 建築面積 1,385.53㎡
（内販売面積 404.60㎡）
植木・盆栽コーナー 2,133㎡
苗木用建物 58.50㎡
バーベキューコーナー 126㎡
ストックヤード 15.16㎡
駐車場面積（75台収容） 2,178㎡

3 指定管理者が行う業務

- (1) 市内農業者が生産した良質で新鮮な農畜産物等の販売業務に関する事。
- (2) 農畜産物等の販売促進の業務に関する事。
- (3) 農畜産物等の計画的生産の業務に関する事。
- (4) 地域産業との相互協力による販売業務に関する事。
- (5) 農業従事者の相談等の業務に関する事。
- (6) 市民農園の管理等の業務に関する事。
- (7) センターの維持管理の業務に関する事。
- (8) その他市長が必要と認める業務に関する事。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

5 指定管理者の指定管理料

なし

6 提出書類

秋川農協は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、平成25年9月17日までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とする。

- (1) 指定管理者としての管理運営の状況について
 - ア 事業報告書の写し（平成23年度及び平成24年度）
 - イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について（平成23年度及び平成24年度）
 - (ア) 各種事業やサービス等の向上の取組など
 - (イ) 収支予算の決算状況など
 - ウ 団体の現在の事業内容（平成25年度事業計画書及び収支予算書）
- (2) 事業計画書
 - ア 団体の経営方針について
 - イ 施設の運営方針について
 - ウ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について
 - (ア) 各種事業やサービス等の向上の取組など（平成26年度～平成30年度）
 - エ 施設の管理運営について
 - (ア) 事業計画書（平成26年度～平成30年度）
 - (イ) 年間行事予定
 - オ 人員体制について
 - (ア) 職員の配置計画
 - (イ) 職員の研修計画
 - カ 収支見込みについて
 - (ア) 収支予算書（平成26年度～平成30年度）
 - キ 個人情報保護対策及び情報公開について
 - ク 苦情処理体制について
 - ケ 危機・安全管理体制について
 - コ 地域や市内事業者、他施設等との連携について
- (3) 団体の経営状況について
 - ア 登記事項証明書
 - イ 定款・規程等
 - ウ 法人の事業計画書及び収支予算書（平成24年度）
 - エ 法人等の役員名簿

7 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

秋川農協から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、秋川農協からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

8 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について			
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3	団体の経営方針について			
4	施設の運営方針について			
5	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
6	施設の管理運営について			
7	人員体制について			
8	収支見込みについて			
9	個人情報の保護対策及び情報公開について			
10	苦情処理体制について			
11	危機・安全管理体制について			
12	地域や市内事業者、他施設等との連携について			
13	団体の経営状況について			
評価合計				

9 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類の内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると思われる場合には、秋川農協を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

10 審査結果

選定委員会の審査結果については、秋川農協に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。